

翼ッハ物價高ニ憐ミツ、トル吾等ノ意ヲ了トセラレ何分ト御考  
慮ヲ切望イタシマス

昭和十二年五月十一日

東電従業員組合

東京電燈株式会社

社長 小林一三殿

湯衣第五八八號

昭和十二年三月二十三日

事務主任

警視總監 横山助成

内務大臣 河原田稼吉殿

社會局長 官殿

各縣府縣長官殿

(北海道、青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島、香川、高松、岡山、広島、山口、徳島、香川、高松、岡山、広島、山口)

東電従業員賃上要求運動ニ關スル件 (第三報一終決)

東電従業員組合 事務主任

標記組合ニ在リテ三月十日東京電燈場ニ於テ著名運動ヲ開始セルケレバ三月十六日會社リニテ中止ス

關テ與請リタルシテ百餘名ヲ集メテ委員會ヲ開催シテ協議送テ直シニ代表ハ本社ヲ訪問シテ

折衝結果會社要請シタルシテ減運動ヲ中止スル事定テ嘆願書ハ宛テリトテ、アメリ

而シテ三月二十日晨報出、嘆願書、回答ヲボタルニ會社ニ於テハ、職員ハ日給五錢、雇員月給可

要旨

